

最近の学内状況について(4)

1969

昭和44年9月

明治大学

全学バリケード封鎖という異常事態が発生しました。6月中の学内状況につづくその後の状況のあらましをお知らせします。

▼7月1日から7月7日までの経過

7月1日(火) 6月下旬から「大学の運営に関する臨時措置法」いわゆる「大学立法」に反対する、各大学学生、教職員などによる街頭デモが多くなりました。

これとは別に、午後1時から明治大学、専任教授連合会、職員会、教職員組合の4者共催による「大学立法反対国会請願デモ」が、教職員約600名の参加のもとにおこなわれました。

また、法学部学生約40名が記念館講堂前から文部省に向けてデモをおこないました。

学苑会(二部学生自治会)が開催する予定であった学生大会は、定足数不足のため成立しませんでした。

6月中旬、二部文学部闘争委員会が2週間の時限ストライキを宣言し、5号館を封鎖していましたが、6月30日(月)の二部文学部学生大会で無期限バリケード・ストライキを決議した旨の立看板が出ました。

7月2日(水) 「生田地区事務再開」について学生側から「前日の事務再開の申し入れは、少教意見で昨夕の全体会議で否決された。また、学生会としてはキャンパス内の事務取扱いを拒否する」という説明があり、この問題は白紙に戻りました。

6月7日(土)に統いて、文学部考古学担当教員と考古学研究会(考古学専攻学生の研究会)と第2回の討論集会が午後3時半から同10時すぎまで632番教室で行なわれました。ここでは(1)「大学立法」(2)バリ・ストおよびそれに対する警告文(3)緊急発掘(4)考古学実習などが話題になりました。席上、2週間以内にもう一度集会をおこなうことが確認され、その

後、21日(月)にしたいとの申し出がありました。

また、午後7時から私学会館で「大学立法、全学リスト」について法学部教授会と駿台法学会(二部法学部学生自治会)との話し合いがおこなわれました。

7月3日(木) 6月30日(月)の学生会(一部学生自治会)との約束による話し合いが、午後1時過ぎから91・95教室を補充会場として、記念館講堂で約3,000名の学生、並びに教職員が参加して開催されました。

学生側は、(1)「全学共闘会議」は学生大会で全権を委譲された学生代表組織である。(2)大学立法は支配階級のおこなう反動攻勢の一環であり、バリケード・ストライキをもって断固阻止しなければならない。(3)大学が出したバリケード封鎖に対する「警告文」「学生諸君へ」という文書は、われわれに対する分断工作であるから撤回せよ。(4)6・11の警察機動隊学内乱入について、当日の大学の休講措置は権力への迎合であり、警察機動隊乱入への抗議がなまぬないと主張し、また(5)「教育・研究の本質」、「権力に対する認識」、「学費紛争時の処分問題」、「学生部解体」などについて大学の見解を要求しました。

これらに対し大学は、大要次のような見解をしめしました。(1)「全学共闘会議」と学生会中央執行委員会の関係が不明確である。「全学共闘会議」が学生大会で全権を委譲されたというが、学生会中執は全学生の加入する学生会の代表機関であり、「全学共闘会議」は任意加入団体である。したがって、「全学共闘会議」とは話し合いには応ずるが、最終的な調印等は学生会中執とおこなう。(2)大学立法に反対するためのバリケードというが、それが教育・研究活動を阻害していることは不當である。(3)大学の警告文は学問の自由・学園の自治を守り、学園が紛争の巣となることを避けるためである。教育・研究の場はあくまで理性をもって行動しなければならない。(4)休講措置は、明大学生、教職員の安全のため大学が自主的にきめたもので、日

3回
内容が
問題

大生には心情的には同情するが、まず明大の平和を尊重する必要がある。(5)教育・研究の本質問題は一部の者が独断すべきものでなく、また短期間に明らかにできるものでない。大学は権力に追従していないし、その考えもない。学費紛争での処分は規則にもとづいておこなったもので、今後のことについては、全学的に検討すべきである。さらに、学生部については、これに代わる機関のできるまで廃止することはできない。

大学側と学生側の見解は平行線をたどり、約束の時間を大幅にこえて話し合いがつづきました。

午後9時ごろになり、それまで終始、精力的に学生との応答に当っていた学長が身体の異常を訴えたので、医師の診断を依頼したところ「血圧が異常に高いから、これ以上集会に出席することは不可能である」とのすすめに従い、学長は午後9時50分ごろ日本医科大学病院へ入院しました。

その後、集会は和田法学部長が臨時学長代理となつてつづけられました。しかし、学長が退席したこともあるって、学生側は協議の結果、本日の集会は中止し、継続会として後日再び開催することを提案しました。大学もこれを了承して散会しました。

なお、この提案の直後突然、学生代表団の中から11日(金)の寮問題に関して新寮闘争委員会と大学の話し合いを、7月9日(水)に開催したいとの要請がありました。和田臨時学長代理は、当日の話し合いの継続とは直接関係ないことであるからとして申し出の趣旨を了解した上で関係者と相談することを約しました。

大衆団交申し入れ書

学苑会中央執行委員会および全二部共闘会議(準)は大学治安立法粉碎のスローガンのもと闘争を展開してきた。しかるに明治大学当局が6月11日にとった、日大当局および国家権力の不当な弾圧に抗し不屈の闘いを展開している日大全共闘の学友の弾圧のため、国家権力に協力した休校措置が明らかに国家権力の狙いである大学治安立法の先取り形態であるということをわれわれはこの間絶えず表明してきた。

それは、大学当局が自主的にとったという休校措置が、駿河台一帯において、国家権力の暴力装置機動隊によってまさに「真空地帯」ともいべき状況を作りだされ、春日井総長のいうところの第一者(学生)が第二者(機動隊)によって第三者ぬきに惨虐な暴行が行なわれるという状況をもたらした。なおかつ当時本館には教職員が一切逃亡していなかったということは

明大当局において当局が日頃言っていた責任すらも放棄したこと、中川学長の「休校であっても学生が学内に入れないということはない。入れなかつたのは機動隊の過剰警備である」という団交席上における発言が明確にそれを裏付けたであろう。

大学治安立法のまた一つの主旨である学長権限強化が明大において先取り的に学長室専門委員会としてあらわれたことについてもわれわれは座視することはできない。

大まかではあったが大体以上の見地から、学長や連合教授会が大学立法反対の声明を発してもわれわれはそれを真摯なものとして認めることはできない。よって問題点をはっきりさせるために左記の要領で大衆団交を連合教授会(学長、各学部長、各学部教授)に申し入れる。

記

1. 日時 7月10日(木)午後6時
1. 場所 明治大学記念館
1. 議事進行については教授会側1名、学生側1名の司会がこれにあたる。
1. 席については教授会側が全員舞台に上がり、上がり切れない先生方は会場右側の席についていただく。その他の者は学生の席

以上

昭和44年7月4日

明治大学学長 中川富弥殿
明治大学連合教授会殿

学苑会中央執行委員会
委員長 炭谷久雄
全二部共闘会議(準)

付

団交開催にあたって当局の責任において一般新聞紙上に公告を出すことを一部と同様にされることを要望する。

以上

7月4日(金) 学苑会中執委員長、全二部共闘会議(準)から、10日(木)午後6時から記念館講堂で「6・11の学内異常事態」に関連して文書をもって申し入れがありました。

これについては、大学は前述のごとく11日(金)に学生会との話し合いがあるので、10日(木)には開催できないから8日(火)にするよう希望することを伝えたところ、学苑会は11日(金)に学生大会を開催する予定のため、それ以後にしたいということに変わり、この話し合いは事実上おこなわれないことになり

ました。

7月5日（土） 3日（木）の学生会との話し合いの際申し出のあった、新寮闘争委員会との9日（水）の話し合いについてつぎのような延期的回答をしました。

回答書

申し入れの趣旨を諮詢した結果、大学側としては先日（6月25日付）の回答文に示した疑義がなお明らかにされていないので、その理由が明確になるまで団交を延期することに決定しました。とくに、同回答文第1項（下記のとおり）について文書により回答されることを要望いたします。

記

〔第1項〕 全共闘の6項目要求中に「寮完全自治権獲得」ということが組み込まれているが、新寮闘争委員会と全共闘あるいは学生会中執・学苑会中執との関係が組織的にどうなっているか。この組織的関係が明確にされない限り、後に問題を残すことになるので、まずこの点を明確にすることを要望する。

以上

昭和44年7月5日

明治大学長 中川富弥

新寮闘争委員会

委員長 吉野厚生殿

7月6日（日） 和泉校舎で集会を開いた関東・関西など各地から集まった社学同系の学生集団が、内部の意見対立などから乱闘する事態がおこり負傷者も出了ました。このため同校舎周辺を警察機動隊が出動して警備にあたりました。

▼7月8日から7月10日までの経過

7月8日（火） 3日（木）の学生会との話し合いが焦点となった「全学共闘会議」のことについて、11日（金）の集会をより効果的にするために、つぎのような質問書を学生会中央執行委員長 両川敏雄君（7月はじめから委員長代行 長善一君と交替）にあてて出しました。

質問書

7月3日の話し合いにおいて「全共闘会議」は学生

大会によって権限を委譲された組織であるという理由で、これを認めるよう要求されたが、大学としては11日の話し合いをより効果的にするために、下記の諸点を明確にしておきたいので、きたる7月9日までに文書で回答されたい。

記

1. 6月17日の学生大会で委譲された権限事項の具体的な内容について。
2. 「全共闘会議」の規約について。また規約がないときは、その構成・性格および運営方法について。
たとえば、
 - (1)「全共闘会議」の活動方針や政策を決定する機関は何か。
 - (2)役員・代表など執行機関の選任方法はどうなっているか。
 - (3)「新寮闘争委員会」など、従来大学と交渉をもっていた諸組織との関係はどうなるか。
 - (4)本学の学生でない者が加入できるか。など
3. 「全共闘会議」と学生会との今後の関係について。
たとえば、
 - (1)「全共闘会議」活動中の「学生会中執」の学生会に対する責任。
 - (2)「全共闘会議」は学生会規約あるいは、学生大会にどのような拘束をうけるか。
 - (3)「全共闘会議」は学内の他の学生団体と大学側の話し合いを否定するか。など

昭和44年7月7日

明治大学長

明治大学学生会中央執行委員長殿

また二部文学部闘争委員会から次のような文書が、学生課を通じて提出されました。

団交申し込み書

われわれ二部文学部闘争委員会は、6月14日の臨時学生大会において二週間のストライキ権を獲得し、中教審=大学立法粉碎へ向けた5号館バリケード封鎖闘争を行なってきた。そして、さきの再度の臨時学生大会（6月30日）においてはその期限を無期限とすることが決議され、二部文学部のすべての学友の意志としてこの闘争が闘われている。このわれわれの闘いに対して6月15日の学長警告文、6月16日の学部長の要望書なるものは、闘争の圧殺と分断以外の何物でもなく、無条件に撤回するように前回の貴教授会とわれわ

れとの大衆団交において要求してきた。がしかし、その解答は正式な教授会の決定としてはわれわれは提起されていない。(団交に参加された教授の大多数の意志は不撤回)したがって、再度われわれとの大衆団交を要望する。

日時 7月12日 午後7時より

場所 5号館 552番教室(5階)

明治大学文学部教授会殿

二部文学部闘争委員会

書記長 百武俊博

7月9日(水) 午後5時ごろ新寮闘争委員長をはじめとする約30名の学生が、神田小川町の天下堂ビル(全学封鎖以来駿河台校舎事務局の一部が、5, 6階を使用している)附近をデモ行進したうえ、大学事務局の使用している5階に押しかけました。

この学生たちは、要求している9日(水)の寮問題話し合いについて、大学が5日付で延期の回答(前記参照)したことに対し、どうしても当日「団交」を開催しようとし、同ビル5階にある大学臨時総合事務局で、事務局長に対し大学側が「団交」に応ずるよう斡旋することを迫りました。

事務局長は、学生の要求と事態について関係先に連絡したが、突然のことでの十分な連絡がとれず、時間は刻々と経過しました。そのうち学生は、「団交」開催についての責任者がくるまで、ここを立ち去らないと宣言し、同所で集会を開きながら居坐る態勢にはいました。

しばらくして学生は、居合わせた職員に退去を要求し、中村総務課長らをスクランブルで部屋から押し出すなどの行動に出ました。そこで小堀事務局長と事情説明にかけつけた高尾学生課員の2名が、管理上の責任から5階事務室に残り、他の職員は一応6階事務室へ移り待機することにしました。

午後10時30分ごろに駿河台校舎から、角材・ヘルメット姿の学生約80名が、デモをしながら天下堂ビルに押しかけたが、間もなく引きあげました。ビル内の学生は翌未明の午前1時30分ごろになり、5階・6階の入口を封鎖すると宣言し、ロッカーなどでバリケードを構築はじめました。

これに対し、現場が学外の借用ビルであることからも、無用の混乱をさけるため居合わせた職員は、事務局長、学生課員の2名を残し、とりあえず小川町校舎へ引きあげ待機しました。

同日、東洋史研究会(一部文学部東洋史学専攻の学

生の研究会)と担当教員との討論集会が、午後2時ごろから同4時半ころまで、駿河台校舎7号館742番教室でおこなわれました。ここでは、当面の大学および学生に関する諸問題をめぐって幅広い討論がおこなわれました。

この日、文学部教授会は、前日申し入れのあった二部文学部闘争委員会との話し合いは、おこなわない旨の回答書を学生に手渡しました。

大衆団交についての回答

来る7月12日の貴闘争委員会からの申し入れによる「大衆団交」について、教授会において慎重に討議した結果、受けられないと決りましたので、回答いたします。

貴闘争委員会の申し込みの趣旨は、さる6月23日におこなわれた「大衆団交」の問題となんら相違せず、かつ、その後に開かれた教授会において、6月16日付の学部長要望書は撤回する意志がないことを決定し、学生部委員を通じて6月26日貴闘争委員会に連絡すみであることを申し添えておきます。

なお6月15日付の警告文の撤回方を学長に要請することは、しないことも教授会で決定していますので、このことも付記します。

昭和44年7月9日

二部文学部闘争委員会

書記長 百武俊博殿

文学部長 斎藤正直

以上

また、この日付で文学部各闘争委員会(一部文学部の専攻別闘争委員会の連合体)から次のような文書が、文学部全教員の自宅あてに郵送されました。

公開質問状

序

私達は現在、バリケードストライキすなわち大学という社会機構の末端をマヒさせることによって既存の全存在に深刻な問い合わせを発している。大学立法、中教審答申粉碎=明大闘争勝利の闘いの内実化は鋭く本質をおおっている幻想のヴェールを引きさくであろう。私達は過去数回にわたって史学地理学科教授と事態認識の深化を計ってきた。しかしながら、いまだ具体的成果を獲得するにはいたっていない。したがって私達

の立場を再度明確に提出し、また教授諸氏の見解を明らかにすべくここに公開質問状を送る。

(中略)

2. 質問

1. 中教審答申、大学立法の内容をいかにとらえ、いかに対応するのか。
2. 大学の自治——教授会の自治の現在的意味、役割を問う。——明大の中教審大学化はどう握するのか——
3. 竣台史学会の犯罪性について。
——現代社会において学問、科学する意味——ただし、他学科の教授諸氏は副題でお答え願います。
4. 警告文の撤回、自己批判要求に関して。

ここに提出した以上の4点に加えてさらに今後の具体的問題として以下の3点を問いたい。

5. 大学立法の国会通過が実現された場合どう対処されるのか。
6. 大学の帝国主義的再編——中教審答申粉碎をとなえ私達が永々くに学園を占拠封鎖したとき、どう対処されるのか。

A 自ら国家権力を導入する必要があるか否か、万一導入の覚悟がある場合の基準は何か。

B Aと関連し長期間学園を当局、教授会はロックアウトすることも予想されるがどう対処されるのか。

ともすればおちいりがちなかけ引きを拒否し、また教授諸氏の傾向である、論理の中での主体の位置のあいまい化、責任の回避も一切拒否しなければならない。お答えは具体性と歴史的反省と、現状認識と自らの立場の明確化を再び要求したい。

なお、本公開質問状に対する回答は7月14日(月)中に到着するよう下記住所あてに郵送願います。

日本史専攻4年 森田 久 気付

埼玉県川口市飯塚町1-342

1969年7月9日

文学部各闘争委員会

文学部教官各位殿

7月10日(木) 大学は昨夜來の状況にもとづき対策を協議した結果、事態を平常に復するために、学生の要求する「団交」に応ずることにし、稲垣学生副部長・鈴木法学部教授・小野田二部学生課長ら3名が、接衝のため天下堂ビルにおもむき学生と会談し、同時に小堀事務局長・高尾学生課員は同ビルから退出しま

した。

同日、午後6時過ぎから駿河台校舎11号館商業実習室で、新寮闘争委員会と理事会・連合教授会・学生部など関係者との間で話し合いがはじまりました。

学生側は、7月3日(木)の学生会と大学との話し合いの際、新寮闘争委員会が申し入れた9日(水)の「団交」要求を、大学が破棄したとみなして、「自己批判」を要求することからはじめました。

これに対して、臨時学長代理 和田法学部長は、3日(木)につづく11日(金)の集会申し入れは、継続会としてその場で了承、約束したが、9日(水)の「寮団交」は新らしく要請のあったことで、後日相談をして回答するという考え方のもとに、相談の結果5日(土)に延期の回答をしたものであると説明しました。

新寮闘争委員側は、3日(木)の集会における学生側議長の11日(金)および9日(水)の「団交」の確認についての異議がないかとの発言に対し異議の申し立てがなかったことは確認したものであるとみなすと主張しました。

結局、和田法学部長が学生側議長の総括発言に異議を申し立てなかつた手落ちを認めることで、この件の論議を終り本題の討論に移りました。

この時点で天下堂ビルを封鎖していた学生は、封鎖を解いて同ビルを引きあげました。

学生側は、(1)9日(水)の天下堂ビル事務室封鎖の異常事態発生原因は、大学側に責任があること、(2)9日(水)の状態をみても、学生部は学生と大学のパイプの役目であるといいながら機能していないから廃止すべきである、(3)堀切寮のガス・水道・電気を止めているのは学生自治への弾圧である、(4)寮自治権を認めるといいながら4条件を出してきたのは、学生自治への介入である。このようにして、これまでの何回もの話し合いと同様、話し合いは平行線をたどりました。

翌朝午前9時45分にいたり、今後、学生側が寮問題に関して話し合いを申し入れるときは、大学側はこれに応ずるということで終了しました。

同日、6月以来の全学封鎖という異常事態により、正常な授業もおこなわれず、7月中旬からの前期試験実施も不可能となったので、大学はつきのようない措置を「おしらせ」として全学生に通知しました。

おしらせ

現在本学では校舎がバリケードによって封鎖され、事実上授業をおこなうことができません。大学は授業

および業務の再開を目指して積極的な話し合いなどの方法で正常化にむかって努力をつづけています。しかし今日までのところでは解決の途が見出されていません。したがってこの事態のままでは7月14日から始められる予定の前期試験もその実施が不可能となりましたので、9月卒業予定者を除いて、それを10月以降に延期しておこなうこととします。また補講などについても実施可能の見込みがつき次第おしらせします。

なお、夏季休業は学年歴に示されているとおり、8月1日から9月30日までですから、諸君も事態の重大さを十分に認識し、しばらくは深い関心を向け今後も事態の推移を見守るよう要望します。

昭和44年7月10日

明治大学長
明治大学短期大学長

同日、正午から四者共催による「大学立法反対国会請願デモ」が、教職員約150名の参加によっておこなわれました。

また、松田学生部長は、内田文夫神田警察署長、警視庁第一、四、五、七各機動隊長、機動隊員22人を職権乱用罪で東京地検に告発しました。

これは去る、4月12日、日大全共闘の学生らが駿河台校舎周辺で機動隊と衝突した際、令状もなく本学内に立入り、サークル活動や自習室で勉強していた本学生がまきぞえをくい、不當に逮捕されたこと、また機動隊員から暴行を受けた疑いもあるなどによるものでした。

▼7月11日から7月20日までの経過

7月11日（金）午後1時20分から記念館講堂で、3日（木）につづく話し合いがおこなわれました。

この日は、学長が入院中のため、今村経営学部長が臨時学長代理となりおもに(1)「全学共闘会議」について、(2)学生部について、(3)大学の自治等についての話し合いがおこなわれました。大学側と学生側のこれら問題に対する見解と主張は、3日（木）の場合と同様で、話し合いの進展はみられませんでした。

午後6時50分ごろになり、話し合いは打ち切りのような形で終りましたが、学生は大学本部占拠を呼びただちにデモ行進に移りました。約200名の「全学共闘会議」の学生が神田小川町の天下堂ビルに押しかけ、入口のシャッターを押しあけ、5階事務室に至り、ドアのガラスを破り室内に侵入占拠しました。しかしながら、学外の建物であることから約1時間して、同ビルから引き揚げ再びデモ行進をしながら駿河台校舎へ

戻りました。

また、学苑会学生大会が夕方から91教室で開かれる予定のところ、全二部全共闘会議結成大会として午後10時ごろまで開かれました。

7月11日（金）前記の記念館講堂での全学的な話し合いの席上、文学部各闘争委員会から次のような文書が文学部長に手渡されました。

文学部教授会団交要望書

われわれは、7月7日の史学地理学科教授との“団交”（先生方は討論集会と云っておられますか）、の場で確認された様に次の“団交”を考えております。それは、前回の“お話し合い”的繰り返しではならないと考えています。あるが故に、われわれはその討論会を踏まえて史学科のみならず、文学部の全教官諸先生に“公開質問状”を郵送し、教官諸先生方一人一人に現在の事態を如何にとらえるのかを文書でもって解答する様お願い致しました。

われわれ文学部の闘う学生の組織である各専攻闘争委員会は、その解答を踏まえて、その公開質問状の質問内容を議題とした大衆的な場での団交を7月16日（水）に要求致します。

7月11日

文学部学部長 斎藤正直殿
文学部文学科各闘争委員会
〃 史学科各闘争委員会
代表日本史闘争委員会 森田久之

7月12日（土）二部文学部闘争委員会の学生約20名が、臨時に学生課がおかれている昇竜館に押しかけ文学部長と学生部長への取り次ぎを強要しましたが、両部長不在で果たせず次のような文書を託して引き上げました。

大衆団交の要請

われわれ二文闘争委員会の立法粉碎闘争のストライキの意味するものを、未だ充分に理解することなく、一方的に団交を拒否されたことはわれわれの闘争に対する弾圧と受けとめざるを得ない。そして怒りを込めて貴教授会を弾劾するとともに、再度団交を要請する。

今まで教授と学生の交流のなかったことを認めながらも、われわれが団交を要求することによってしかわ

れわれの前に登場し得ない、現在の教授会は、自分自身が警告文を出すことによってしか、自分が生存しない（教授として）ことに、余りにも無知である。われわれは先の団交において、問題は何等解決されていないと考えるばかりか、逆に、真摯な討論はこれからなされるべきだと考える。従って左記の要領で団交を要請する。

日 時 7月15日（火曜日）7時
場 所 522 番教室
明治大学文学部教授会殿
二文闘争委員会書記長 百武俊博

7月13日（日） 文学部教授会は、学生の天下堂ビル占拠などの情勢をふまえて、二部文学部闘争委員会および文学部各闘争委員会との話し合いを延期することを申し入れました。

教授会終了後、14日の予定になっていた日本史闘争委員会（すでに6月20日第1回を実施すみ）および地理学共闘との討論集会について、両専攻の教員だけで協議した結果、しばらくの間延期したいと決め通知しました。なお日本史専攻では、後日全専攻生にこの旨を通知しました。

通 知 書

さきに合意した7月14日の日本史学専任教員と日本史闘争委員会との討論集会は、7月11日に全共闘が天下堂ビルにある明治大学臨時連絡所の機能を麻痺させ、それによって全般的に大学の事務を停廃させるにいたったというような状況では、開催することは適当でないと判断されるので、しばらくの間、延期したい。この旨通知します。

昭和44年7月13日

文学部史学地理学科
日本史学専攻主任 遠藤元男
日本史闘争委員会代表
森田久之殿

また、文学部教授会は、7月12日付の「大衆団交の要請」について、文学部各闘争委員会、二部文学部闘争委員会にたいして、次のような回答書を発しました。

7月12日付「大衆団交の要請」 についての回答

貴闘争委員会からの申し入れによる来る7月15日の

「大衆団交」について、教授会において慎重に討議した結果、当分の間応じられないと決まりましたので回答いたします。

応じられない理由は、次の通りです。

1. 学部長要望書および学長警告文についての文学部教授会の態度は変わりませんので、現時点で「大衆団交」を行なっても成果を期待することができないと思われます。
2. 7月11日に一部全共闘が、明治大学臨時連絡所の入居している天下堂ビルに入り、その結果学内事態が急激に変化し、大学の機能は壊滅寸前にせまりました。

このような状態は「大衆団交」を開くには不適当であると考えられます。

昭和44年7月14日

二部文学部闘争委員会
書記長 百武俊博殿
文学部長 斎藤正直

7月16日（水） 和泉校舎の学生会館・第1校舎・学生部室センターの3か所が午前6時20分ごろから、さる7月6日（日）の同校舎内で起きた学生集団による暴力行為の裏付検査のため、警視庁による立ち入り検査を受けました。

この日、学長の諮問にこたえて、本学における大学教育・研究体制およびこれにともなう大学の管理・運営に関する基本方針を討議し、問題点を摘出して改革の基本的な方向ならびにその具体化の方策を明らかにすることを目的とした、大学改革準備委員会が発足しました。

7月18日（金） 和泉校舎で午前10時から「全学連中核派」と称する学生集団の大会が開催されました。

7月19日（土） 文学部各闘争委員会の学生から電話で、「話し合い延期の理由を文書で回答してもらいたい」との要求があり、文学部長は、文書にして要求するよう求めました。

▼7月21日から8月5日までの経過

7月21日（月） この日、法学部卒業延期者に対する卒業試験が、付属明治高等学校でおこなわれる予定でした。ところが、午前8時ごろ法闘委（法学部闘争委員会）をはじめとする約100名の学生が、付属明治高校校舎横で卒業試験粉砕の集会をはじめました。

法学部教授会は、試験強行による混乱をさけて、急遽試験を中止し、これら学生と10号館104教室で話し

合を開催しました。

集会では、(1)大学立法に対する教授会の見解、(2)卒業試験を実施するのは、現在の学生運動に対する分断工作である、これに対し自己批判せよ、などという学生の主張について話し合い、次の様に確約し、終了しました。

確 約 書

われわれ、法学部教授会は7月28、29、30日いずれか1日に大衆団交を開くという学生側の要求を誠実に受け入れ、さらに、この団交が開かれるまでは、5年生の卒業試験は一切実行しないことを確約します。

日 時 7月28日 PM 1:00 140番教室

議 題 ○大学立法一中教審答申一パリスト

○法学部における教育問題

○9月卒業問題について

議事進行について後日連絡する。

7月21日

法学部長 和田英夫

法学部闘争委員会殿

同日 文学部教員の代表5名が、文学部各闘争委員会に参加する専攻別闘争委員会の学生5名と会見し、左のような要求書を受け取りました。

要 求 書

われわれは過日、文学部教授会に対し、公開質問状を発送するとともに7月16日に団体交渉を設定する様要請してきた。しっての通り、史学地理学科においては過去数回の討論会、ないしは団交を開いてきたが、文学科においてはわれわれがパリケードストライキによって大学機構の停止状況を作り出していくにもかかわらず一度も教授会との意志疎通が計られていないという状況にある。しかしながら貴教授会は、団交を拒否してきた。さらに連合教授会としては、われわれのパリストに対して警告文という形でまさに敵対しているが、このことに関しては既に大衆団交の場において、

1. 現実的には、われわれの闘争を破壊する以外の何物でもない！
2. 権力側からの具体的な自治破壊として攻撃がかけられきている時に、一片の抗議声明がなにをなし

得るのか？ という批判疑問が出されている。これに対して文学部教授会はどう考えるのか、さらに学問（科学）が現存的にいかなる地平にあり、それが明大文学部においては、いかに展開されているのか等々といった問題に対してなんら答えることなくわれわれの要求した団交を拒否したことに対して、われわれ一部文学部各闘争委員会は、貴教授会が、われわれの団交要求を、教授会における多数決議によって拒否されたということを重視し、ここに次の要求を掲げ、すみやかに回答されんことを要求する。

要 求

- (1) 団交拒否の理由を文書でもって回答せよ

多数決議によって拒否された、その拒否意見の論理的根拠並に、その持つ意味に関して明確にお答え願いたい。

- (2) 団交開催に賛成された教授の意見、反対された教授の理由を提示せよ。

少なくとも、意見は最終的に二つに分れたと考えますのでその意見の具体的な内容を公表していただきたい。

すなわち団交開催か否かで討議され、その過程を踏まえた上で最終的な議決が取られたものである以上、貴教授会は上記二点に関して明確に全文学部学生に対して回答を寄せる義務があると考える。

「大学の運営に関する臨時措置法案」が上程され、先の健保特例法案を模範とする審議議決が政府自民党によって行われようとしている時、われわれは再度、貴教授会に対して現状認識を踏まえた上で、教授各位の立場の明確化の中から回答の遅れている公開質問状と、さらに要求書に対する返答を7月23日までに文書でもってなされんことを要求する。

1969年7月21日

文学部各闘争委員会

代表者 日本史闘争委員会

森 田 久 之

文学部長 斎藤正直殿

7月25日（金） 文学部教授会は7月21日付の文学部各闘争委員会の「要求書」に対して、次のような回答書を発しました。

回 答 書

7月21日付の貴文学部各闘争委員会の要求書にたいし、文学部教授会は、次のとおり回答します。

- (1) 7月16日の話し合いに応じなかった理由は、すでに、7月14日口頭で回答したように、7月11日一部全共闘の学生が、大学の臨時連絡所の設置されている天下堂ビルを一時占拠し、その結果、同ビル使用契約の解除を要求されるなど、大学の機能を決定的に麻痺させたこと。ついで、翌12日、臨時学生課のおかれている昇龍館において、二部文学部学生が文学部長および学生部長に面会を強要したことなどの状況は、学内において話し合いを行なうことを、困難にさせるものと考えたからです。
- (2) 文学部教授会は、大学の構成員としての学生の自治活動を、大学自治の一翼を担うものと考えていますが、現在、主として運動をすすめている共闘組織は、全学生の意志を代表するものとは考えていません。しかし、文学部教授会は、一定の条件さえととのうならば、貴各闘争委員会とも話し合う用意があります。その一定条件とは、予備折衝において了解に達した議題および時間の約束を守ること、発言の自由が保障されること、身体の拘束が行なわれないこと、さらに多数の文学部学生が参加して行なわれるような状態にあること、などあります。したがって、現時点においては、貴各闘争委員会との話し合いを行なうことに積極的な意義があるとは考えられません。
- (3) 教授会の審議内容および経過の公開要求については、文学部教授会はこれを拒否せざるを得ません。その理由は次のとおりです。
本学の学部教授会規程第6条に「教授会は、公開しない」と定められています。したがって、文学部教授会が単独でこれに違反することはできません。
かりに、教授会の内容を公開するとすれば、その対象としては、学内関係者だけでなく、学外者をも当然考慮にいれなければなりません。その場合、その内容いかんによっては、われわれのもっとも憂慮する外部からの種々の弾圧・圧迫が加えられる危険性が多分にあります。つまり、外部からの圧迫を防ぎ教授会内の発言・意志表明の自由を確保するためにも、審議内容と経過の非公開の原則が守られなければなりません。審議の結果については、教授会が自主的に公開する場合がありうるにしても、その内容・経過については一切公開すべきではないと確信します。
- なお、教授会内部においては、各人の発言の自由は従来から完全に保障されており、少数意見もつねに慎重に考慮された上で、最後の決定がなされています。

ます。このことは、すなわち少数意見者も教授会の決定に責任をもつということあります。

- (4) 公開質問状は、文学部教員個々にあてられたものであり、これに答えるか否かは、あくまでも教員個人が主体的に判断すべきことであり、教授会としては、公開質問状に答えないことを各人に求めもしないし、また、答えるように求めることもしません。いずれを求めて、それは個人の自由をおびやかすことになります。もちろん、教員各自は、公開質問状の内容について真剣に考えていると判断されます。

昭和44年7月25日

文学部各闘争委員会

代表 森 田 久 之君

文学部長

斎 藤 正 直

7月26日（土） 記念館講堂で大学治安立法粉碎をスローガンに、全都全共闘集会が開催されました。午後8時ごろになり、これら集会を終えた学生が駿河台校舎周辺をデモ行進したため、警察機動隊による規制がありました。それほどの混乱もなく午後10時には大学附近は静かになりました。

7月30日（水） 前回に続き、午後3時から翌午前零時40分まで、10号館140教室で、法学部教授会と法学部闘争委員会の学生による話し合いが、二部を含めた約100名の学生が出席しておこなわれました。

話し合いは、つきのようなことを確約して終了しました。

確 約 書

I 法学部教授会は、大学立法に対する見解と今後の方針を、文書においてI・II部法学部闘争委員会に8月6日までに提示します。

II 今後、法学部教授会は、I・II部法学部闘争委員会の要請に応じて、かならず団交に応じることを確約します。

ただし、日時についての詳細はI・II部法学部闘争委員会と予備交渉をもちます。

III 法学部教授会は、今回の団交で問題になった「真理の探究」の内容について各人の立場に立って、もう一度とらえかえすことを確約します。

* I項とIII項について、法学部教授は、各人の主体性

において発表します。

法学部長 和田英夫

7月30日

I・II部法学部闘争委員会

また、この30日(水)駿河台学生会館前では、全都二部全共闘会議総決起集会がおこなわれ、和泉校舎でも午後8時ごろまで全共闘の集会がおこなわれました。

同日、本学駿河台校舎5号館横に、山の上ホテルが建築されることについて、本学周辺は、文教地区であり、騒音、日照通風、風紀、学園としての一体化の阻害等を理由に、都知事にたいして「ホテル建築許可处分の効力の停止」を求める訴訟をおこし、東京地方裁判所に提訴しました。

8月3日(日)参議院において「大学の運営に関する臨時措置法」が強行採決されました。

▼大学立法反対声明

8月6日(水)学長は学部長会議をひらき「大学運営に関する臨時措置法」の成立に關して、つぎのような声明を発表し各関係先ならびに報道機関に送達しました。

声 明

われわれは、かねてから、大学の運営に関する臨時措置法案は、大学における紛争を解決するよりは、むしろこれを激化するものであり、さらには、われわれ自身による紛争解決へのあらゆる努力を度外視した国家権力の介入であると考えこれまで強い抗議行動を重ねてきた。

しかるにわれわれすべての、このような意志は全く無視され衆參両文教委における強行採決につづき去る8月3日、参院本会議において、実質的審議皆無のまま、強引に同法が成立せしめられた。われわれは、この暴挙に対し強い怒りを示すとともに議会制民主主義が危殆に瀕したことを探る憂慮しあわせて政府に対し猛省をうながすものである。

国会におけるかくのごとき法規先例無視と混乱の所産たる同法の、国法としての権威と効力について、われわれは少からず疑惑を抱かざるをえない。

われわれは、今後とも大学問題の主体的、自主的な解決にあらゆる努力を傾注しあわせて、同法を改廃せしむる方向に努力を傾むける決意を強く表明するもの

である。

昭和44年8月6日

明治大学長

中川富弥

また、法学部教授会は、7月30日(水)の法学部闘争委員会との話し合いにもとづく「大学の運営に関する臨時措置法にたいする教授会の見解」を法闘委に示しました。

大学の運営に関する臨時措置法 にたいする法学部教授会の見解

われわれ法学部教授会は、大学の運営に関する臨時措置法案が現在の大学紛争の本質的理解を欠いていいるため、その解決にはいささかも役立ちえず、かえって国家権力による介入を招来し、それによって、大学自らの手による自主的な紛争解決への途が妨げられることを憂慮して、その立法に強く反対の意志を表明してきた。しかしに、さる8月3日夜の参議院本会議において法規先例を無視し、審議皆無のままに異常かつ極度に不当な方法で採決が強行された。このことに対して、われわれは深い憤りを禁じえないのみならず、紛争の解決と銘うたるものであるだけにその法律としての実質的な権威に疑惑をいたかざるをえない。

われわれは、今後とも大学自らの自主的な改革を推し進め、批判と自由の府にふさわしい大学の創造にむかって主体的な努力を傾けるほかに、眞の解決の道がないことを確信するものである。

昭和44年8月6日

法学部長

和田英夫

本学は、学生による全学バリケード封鎖以来、休暇中も時間的・場所的制約にもかかわらず学長を中心に対策本部などを設けて正常化に努力をつづけてきました。また、教職員も異常な環境下で、それぞれの立場で努力をつづけており、各学部においても教授会や各種の委員会を数回にわたり開催し事態に対する検討・研究をつづけるとともに時には学生との話し合いを行ない一日も早い正常化を目指して努力しています。

しかしながら、現在の事態はただ学内問題のみによる混乱ではなく、「大学運営に関する臨時措置法」・「安保問題」等といった広範な政治的問題をも背景とするだけに、急速な事態收拾は非常に困難なものとな

っています。

このような異常事態下で本学は、これまでに前期授業の一部分が実施できず、またやむを得ず7月14日からの前期試験も繰り延べ、夏期休業（8月1日から9月30日）にはいりました。

また、各施設、とくに各事務室は什器・備品が、バリケード用資材としてそのほとんどを使用されて荒廃し、ストライキ実行学生は学内における執務を拒否しており、事務室は学外に散在させなければならない状態であります。このために誠に不本意ながら現在までは各種学生関係業務は教務・厚生・就職関係の一部を取り扱うにすぎない状態であります。

こんどの問題として、本学は対策本部において当面の事態解決に努力するとともに、明治大学将来のためすでに発足した大学改革準備委員会において、現在ならびに将来の大学問題を検討しており、学校法人理事会でも大学経営の改革問題に力を傾注しています。

一方、全学封鎖をおこなっている学生は、夏期休暇中にもそれぞれ集会などを開催しました。

8月中には、9月5日（金）に東京・日比谷公園で開催された「全国全共闘結成大会」に向けての集会がひらかれました。

9月に入っては、「全明治全共闘結成大会」、「全明治討論集会」、法学部・文学部などの各闘争委員会決起集会、「全国SFL（解放戦線）大会」、「国除反帝集会」、また「全中闘総決起集会」（中央大学全共闘）、「日大全共闘決起集会」などがおこなわれました。

► 9月中の学内状況

つぎに9月になってからの学内状況の主なる事がらをお知らせします。

9月1日（月）和泉校舎でつぎのような学生の暴行事件がおこりました。それは、この日夜半、酒気を帶びた通行人が、校舎正門前の「9月3日全明治総決起集会」に関する立看板をはがそうとしたため、校内にいた学生がこの人を校内に連れ込み暴行を加え、それをとめようとした同行の他の1人にも暴行を加えて、1名に対し鼻骨骨折・左頭骨骨折という傷を負わせた。

これについて、本学は高井戸警察署長から犯行学生の調査勧告、再犯防止措置について要望を受けました。

9月2日（火）体育会本部委員長 渡辺健二君から学生部長にあてて、つぎのような質問状が提出されま

した。

質問状

去る6月20日より全学封鎖に突入以来、すでに2カ月以上を経過し事態は一向に解決する気配を見せておりません。つきましては、かかる紛争下に大学当局の執った処置の中にいささか納得のいかぬ点がございますので、下記のとおり質問致します。何卒、卒直な回答をお寄せ下さいますようお願い致します。

記

1. 6月21日総合対策事務局の達しによる学生会費配分停止および学割の発行など学生に対するいわゆるサービス業務の停止、この処置を決定するに至った事情およびその理由について回答を願いたい。
2. 全学封鎖突入後も、学生を始め大学教職員、その他、学外者の出入も通常と変わらず可能な状態にも拘わらず、大学事務所の学外疎開を始めとして一連の管理放棄（たとえば、構内建物の清掃など業者を入れれば至極簡単にできること）はいかなる理由によるものか、また全共闘との合意のために必要な手続はどういうものか。
3. 現在本館には中央大学全中闘、青山学院大学全共闘がその本部を置き、これら両大学のロックアウトに対して虎視眈々と学園奪還を狙っており常時60名～100名の“ヘルメット学生”が宿泊している。すなわち本館構内には本学の学生（たとえ占拠学生にせよ一応の建物管理を遂行しうる者）は一人も居ないのである。他大学の闘争の拠点として明大を提供する必要があるのかどうか。
4. 紛争中にもかかわらず学校のスケジュールどおり夏休みを8・9月としたのはどういう訳か。（夏休みを繰り上げるとか、短縮するとか何か処置がなかつたのかどうか。）

以上の4点について至急回答されたくお願ひ致します。

以上

学生部長 殿

昭和44年9月2日

明治大学体育会本部委員会委員長

渡辺 健二

右の質問状にある中央大学全中闘・青山学院大学全共闘が、本学本館（駿河台校舎1号館）にいるのは大要つぎのような事情によるものと考えられます。

すでに長い紛争状態にあった中央・青山学院両大学で、授業再開・正常化のため、中大は8月17日、青学大は8月21日にそれぞれ大学が警察機動隊を導入し、学生を排除し、封鎖を解き、同時に中大は学生会館を、青学大は全学をそれぞれ大学側がロックアウトしました。

したがって、それぞれの学生たちは大学を追われた形で、派閥（社学同系）と同じくする本学に移動したことによるものであります。

体育会本部は、学生部長にあてた質問状の提出とともにこれら全中闘、青学大全共闘にも9月10日午後1時までに退去するよう要請していました。

9月9日(火) 午前11時から学生部長、一部教務部長は、体育会本部委員長を招き面談のうえ、2日付質問状に対し口頭で大学の見解を説明、とくに他大学生の学外退去については大学としても無関心ではなく、退去について処置することを説明し、委員長も回答を了承しました。

9月10日(水) 午後1時過ぎから体育会本部がさきに申し入れてあった。他大学生の退去について、駿河台校舎1号館内で体育会本部学生と中大、青学大学生とが、本学学生会中執委員長、両川敏雄君の立ち会いもえて話し合いがおこなわれ、つぎのような確認書が交換されました。

明大全共闘と同体育会の確認書

1. 中大全中闘と青学大全共闘は、9月17日午後1時をもって本館より場所を移動する。(場所移動については今後明大全共闘と体育会で話し合う)
2. 本館の移動後の管理については全共闘がスト権を行使することを確認し、その範囲で明大全共闘と体育会が共同で管理する。なお明大全共闘は役員室および第1会議室を占有し、その他の部屋に関しては、双方とも一方的に入居し使用しない。
3. 今後の闘争およびそれに付随して発生する諸問題については、明大全共闘と体育会が相互に話し合う。

昭和44年9月10日

明治大学体育会委員長

渡辺 健二

明治大学全共闘代表

福田 直人

両川 敏雄

9月11日(木) 前日の本学体育会本部と中大全中闘・青学大全共闘との話し合いでもとづき、つぎのような確認書がとりかわされました。

確約書

明大体育会と中大全中闘並びに青学大全共闘は次の事項を確約する。

記

1. 中大全中闘と青学大全共闘は9・10確認書に基いて、9月17日午後1時を以って明大本館より場所を移す。

昭和44年9月11日

明大体育会委員長

渡辺 健二

中大全中闘代表

高 槻 修

青学大全共闘代表

川上 泰朗

9月12日(金) 大学はこれまでに校舎が学生により封鎖されるごとに文書をもって警告もし、また学生の自重と良識に訴える要望をしてきましたが、特に8月以来の他大学生の学内居住については早急に退去するよう本日付で、学生会中執委員長ならびに学苑会中執委員長につぎのような警告を発しました。

警告

大学はかねてから、封鎖占拠を解くよう警告してきたが最近他大学学生の校舎占拠の事態が現認されたので、自らの手で封鎖を解除すると同時に他大学生のすみやかな退去について責任をもって処理するよう警告する。

以上

昭和44年9月12日

学生会中央執行委員会委員長

明治大学長 中川 富弥

(学苑会、中央執行委員会委員長宛は同文のため省略)

9月17日(水) 体育会本部と中大全中闘、青学大全共闘との話し合いで確認にもとづき、中大生・青学大生は駿河台校舎1号館をそれぞれ引き揚げ、学生会館にはいりました。

この日は「全国全共闘会議」の東京教育大学奪還闘争に関連し、お茶の水駅周辺、中央大学付近に警察機動隊が配備されている中を、本学前通り付近で小規模のデモ行進がおこなわれましたが、特別の混乱はありませんでした。

9月19日(金) 早朝、和泉校舎で同校舎内にいる日大全共闘学生と他の日大学生との対立関係から、正門前の立看板が日大学生の火炎瓶によって放火されるということがありました。

9月20日(土) 体育会本部委員長、渡辺健二君から学生部長にあてて、つぎのような質問状が提出されました。

質問状

先般9月2日付質問状に対し、貴部長より口頭による親切な御回答を戴きましたが、問題点を整理する意味で再度下記の通り質問致すと共に若干の提案を試みたいと存じます。

記

1. 学生部の役割、権限について

一般に学生部とは学生の厚生、補導のため大学と学生間の意志伝達を促進するための当局の窓口機関であると考えられています。しかし7月段階での“団交”等を拝聴しても何かその性格が曖昧であると痛感致しました。具体的な事例を引用した明確な御答えを期待します。

2. 学生会費支払いの停止について

この点については先の質問状で御聞きしましたので、重複することは避けますが、この処置は果していつまで続くのでしょうか。もし長期に渡るようであれば、体育会としては、大学が正常に戻るまで、各団体と協議のうえ、学生の手で学生会費、管理委員会（仮称）等を設置して管理することも考えております。また今後の大学改革の具体策として、学生自治のサイドでは学生会費の学生の手による徴収、管理、運営等も考えねばならないと思います。それは今回の場合のように純然たる学生の預り金である学生会費を大学が差し止めた場合、われわれ学生団体としては一切の活動がとれなくなる恐れがあるからです。

3. 助成金の下附について

現実の大学の状況では、いわゆる紛争校の様相を呈しており、尋常の場合ではないことは明白ですが、その間にあっても、体育会を初めとして各サー

クル団体は合宿に、試合にと、それぞれ精進しております。また当本部委員会は從来通り体育祭を開催する準備を進めております。かかることは全共闘学生によるバリケード封鎖という日常性の放棄破壊に対する市民的レベルでのささやかな抵抗であり、自己の確立であると思います。

われわれの活動を御理解いただきぜひ共助成下さるようお願いいたします。

4. 本学校舎内を占拠する他学生の処置について

先9月10日午後2時から本館構内を占拠する中大全共闘、青学大全共闘の退却を当会より明大・全共闘に対し要請したところ9月17日午後1時を以って退去する旨の確約書を取り交わすことができました。その後確約は円滑に遂行され現在本館構内には他大学生の継続的入居使用は行なわれておりません。折から昨19日午前8時ごろには和泉校舎において、同じく占拠中の日大・全共闘に対し、日大生の一部過激分子が火炎瓶を投げるという事件が発生しました。かかる状態を放置すれば、最悪の場合他大学生同志の内ゲバや火災が起るかもしれません。これに関して率直なお答えをお寄せ下さい。

日付 9月20日

明治大学体育会本部委員長

渡辺 健二

学生部長 殿

この質問事項については、9月24日（火）以降面談のうえ回答することになっています。

(14頁へ続きます)